

## 「市報しものせきデザイン制作委託業務プロポーザル実施要領

### 1. 目的

「市報しものせき」は、市の政策やイベントなどを戦略的に広報し、市民と市政をつなぐことで、市民の行動・意識変容を促すことを念頭に、毎月発行している。この要領は、市報しものせきデザイン制作業務に最も適した業者を選定するため、プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務概要

- (1) 委託業務名 市報しものせきデザイン制作委託業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日
- (3) 業務内容 「市報しものせきデザイン制作委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 3. 提案限度額

3, 234, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※制作総ページ数は、最大84ページ

### 4. 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和7年2月10日（月）
- (2) 参加申出書の提出期限 令和7年2月19日（水）正午（必着）
- (3) 質問の受付期間 令和7年2月25日（火）正午（必着）
- (4) 参加資格審査結果通知 令和7年2月26日（水）  
※参加資格確認締切 令和7年2月27日（木）午後5時
- (5) 質問に対する回答（最終） 令和7年2月28日（金）
- (6) 提案書等提出期限 令和7年3月7日（金）午後3時（必着）
- (7) 選考結果通知 令和7年3月14日（金）までに発送

### 5. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

- (4) 市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税相当額）を滞納していないこと。
- (5) 「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」に登録があること。
- (6) 本業務を一括再委託しない者であること。

## 6. 参加申出手続

### (1) 提出書類

- ア 参加申出書（様式1）
- イ 会社概要
- ウ 上記ア、イに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
申請書提出後、書類審査をした上で、別途提出をお願いする場合があります。

### (2) 提出方法

#### 電子メール

参加申出書に必要な事項を記入し、PDF化し、電子メールにより送付してください。

電子メールでの送付が困難な場合は、郵送により送付して下さい。

提出期限までに、広報戦略課へ電話で到着を確認してください。

### (3) 提出期限

令和7年2月19日（水）正午（必着）

### (4) 提出先

下関市 総合政策部 広報戦略課

### (5) 参加資格の確認結果の通知

#### ア 通知日 令和7年2月26日（水）

参加申出書を提出したにもかかわらず参加資格の確認結果の通知がない場合は、令和7年2月27日（木）午後5時までに電話で確認してください。

#### イ 通知方法

参加申出書を提出した事業者全員に対し、電子メールにより参加資格の確認結果を通知します。

#### ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して2日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとします。

## 7. 質問の受付及び回答

### (1) 提出書類

「質問書」（様式2）

### (2) 提出方法

電子メール

質問書に必要事項を記入し、PDF化し、電子メールにより送付してください。

-電子メールでの送付が困難な場合は、郵送により送付して下さい。

提出期限までに、広報戦略課へ電話で到着を確認してください。

(3) 提出期限

令和7年2月25日(火) 正午(必着)

(4) 提出先

下関市 総合政策部 広報戦略課

(5) 回答

ア 回答方法 電子メール

イ 最終回答日 令和7年2月28日(金)

※回答は各提出者の質問書を集約し、プロポーザル参加者全員に対して行います。メール受信後確認メールを市に返信してください。

## 8. 提案書等の作成方法等

提出期限までに提案書等が提出されなかった場合、本案件の参加資格は失効となります。参加申出とは別に、提案書等も提出してください。

提案書等を郵送により提出した事業者は、提出期限までに電話で到着を確認してください。

(1) 「提案書作成要領」、提案書等作成につき提供するテキストや写真を配布します。希望者は下記により取得してください。

ア 配布期間 令和7年2月10日(月)～3月6日(木)

イ 配布時間 午前8時30分～午後5時15分

ウ 配布方法 直接CD-R等にて配布

エ 配布場所 下関市 総合政策部 広報戦略課

(2) 提出書類

ア 提案書(様式3)

表紙1件、特集ページ2件。各8部(正本1部、副本7部)。

作成にあたっては、「提案書作成要領」を参照。

(制作実績を補足する資料があれば添付)

イ 参考見積書 1部

積算の詳細が分かるように1ページ分の契約額を記載すること。

なお、提案が選定された者との契約額を確約するものではありません。

(3) 提出期限

令和7年3月7日(金) 午後3時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送に限るものとします。なお、郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、午後3時までに到着したものに限り受け付けることとします。なお、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(5) 提出先

下関市 総合政策部 広報戦略課

## 9. 審査方法

### (1) 評価基準

市報しものせきデザイン制作委託業務選定委員会が提案内容の審査を行い、別紙評価基準に基づき評価をします。(書面審査)

6名の委員が1人当たり200点満点によって評価し、全委員の評価点の合計をその事業者の総評価点とします。また、総評価点が高点の場合は、選定委員会の多数決により選考するものとします。

### (2) 受託者の選定基準

6名の審査委員の合計点である総評価点が、720点に満たない場合は選定しない。

### (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

採点・審議の上、総評価点の最も高い参加者を優先交渉権者として選定し、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、総評価点が高い者と交渉を行います。

## 10. 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後、令和7年3月14日(金)までに、すべての提案者に選定結果通知書によりメールで通知します。なお、審査結果及び経過に関する問い合わせ、または、異議等については、一切応じません。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を市ホームページ(事業者の方へ/入札・契約・登録/業務委託等の部屋(上下水道局を除く)/プロポーザル情報)に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

### 11. 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

### 12. 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例(平成17年2月13日条例第16号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザル結果に基づく業務委託契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については業務委託契約締結後に開示するものとします。

### 1 3. その他

#### (1) 提出書類の取り扱い

- ア 提出された書類は返却しません。
- イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。
- ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。
- エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時(選定後に辞退する時も含む。)は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
- ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積書の金額が、見積り限度額を超過している場合
- カ 価格提案書(参考見積り)の金額が、見積り限度額を超過した場合

(5) 参加申込者が1者であっても審査を行うものとします。

(6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。

(7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由とし、異議を申し立てることはできないものとします。

(8) 本件の契約には、令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は、契約は成立しないものとします。

(9) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### 1 4. 提出・問い合わせ先

下関市総合政策部広報戦略課

(市役所本庁舎東棟5階 担当者：倉前)

所在地 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

電話 083-231-2951 (直通)

E-mail [sskohoko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:sskohoko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

## 15. 施行期間

本要領は、令和7年2月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。